

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）	行政改革推進室		
○ 岡山県庁文書保存分類表の一部改正 【訓令】 （県例規集登載）	総務学事課		
○ 〃 （以上県例規集登載） 【告示】	〃		
○ 県内搬入処分事前協議書の提出が不要な産業廃棄物の指定の一部改正 （県例規集登載）	循環型社会推進課		
○ 指定障害児通所支援事業者の指定 保安林の指定施業要件の変更予定 土砂災害警戒区域の指定の解除 土砂災害警戒区域等の指定 〃 【公告】	指導監査室 治山課 防災砂防課 〃 〃		
○ 一般競争入札の実施 道路の位置の指定 〃	デジタル推進課 建築指導課 〃		
目次		担当課（室）	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〃 〃 〃 落札者等の決定 【企業局】 ○ 岡山県企業局文書保存分類表の一部改正 （県例規集登載） 【人事委員会】 ○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【選挙管理委員会】 ○ 岡山県選挙管理委員会文書保存年限の一部改正 （県例規集登載）	〃 〃 〃 用度課 警察本部会計課 〃 総務企画課 人事委員会 選挙管理委員会		

◎岡山県規則第五十号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三百七条の四第一項中「必要があるときは」の下に「、保健所」を加える。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

◎岡山県訓令第8号

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

庁 中 一 般

第四表第一分類H第二分類7の表第三分類0の項中

3	
---	--

を

3	DV基本計画	10
---	--------	----

に改める。

第四表第一分類H第二分類9の表第三分類1の項、2の項、3の項、5の項及び7の項中

10

を

5

に改め、同8の項中

--	--	--	--	--

を

東京2020 オリンピック ツク	〃	5	補助金	5	委託契約	5
------------------------	---	---	-----	---	------	---

に改め、同9の項中

--	--	--	--

を

日本ス ー ターズ	〃	5	実行委員 会事務局	5
-----------------	---	---	--------------	---

に改める。

第四表第一分類H第二分類Bの表第三分類0の項中

永	
---	--

を

永	人権政策 審議会	永
---	-------------	---

に改める。

第四表第一分類P第二分類1の表第三分類1の項中

3

を

1

に改める。

第四表第一分類P第二分類4の表第三分類2の項中

永	
---	--

を

永	成育医療	10
---	------	----

に改める。

第四表第一分類Q第二分類1の表第三分類0の項中

統 計		を		統 計		に改める。	
3				5			

第四表第一分類Q第二分類2の表第三分類2の項中

玉島寮入退所決定		5	及び		玉島寮指管理者		永		を		に改める。	

第四表第一分類Q第二分類3の表第三分類9の項中

障害者スポンジ		5	を		障害者スポンジ		5	障害者アパート		5	に改める。	

第四表第一分類Q第二分類5の表第三分類Aの項を次のように改める。

A	児童手当	”	3	研修・指導	5	審査請求	5	調査	5	児童手当交付金	5	児童手当事務費交付金	5	支給状況報告	3	指導・監査	5	子育て世帯臨時特例給付金	5	子ども・子育て支援事業補助金	5
		子育て世帯への臨時特別給付金（総括）	5	子育て世帯への臨時特別給付金（国庫補助）	5																

第四表第一分類Q第二分類5の表第三分類Bの項中

”		を		給 付		に改め、同じの項中		放課後児童健全育成事業届出		永	を		に改める。	

第四表第一分類Q第二分類6の表第三分類5の項中

3		を		ひとり親世帯臨時特別給付金（国庫）補助金		5	に改める。	

第四表第一分類Q第二分類9の表第三分類8の項中

工賃倍増計画支援事業		を		工賃向上計画支援事業		に		を					

3	障害者就業・生活支援センター	5	障害者優先調達推進	5	農福連携推進	5	A型事業所経営改善支援事業	5
---	----------------	---	-----------	---	--------	---	---------------	---

に改め、同表に次の一項を加える。

A	医療的ケア児等支援	〃	5	補助金	5	養成研修	5										
---	-----------	---	---	-----	---	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類R第二分類1の表第三分類ADの項中

3	を	5	に、	10	を	5	に、	永	を	永	委託契約	5
---	---	---	----	----	---	---	----	---	---	---	------	---

に改め、同表

に次の二項を加える。

AE	事業継続特別支援金	〃	3	補助金	5												
AF	新しい生活様式実践事業者補助金	〃	3	〃	5												

第四表第一分類S第二分類2の表第三分類1の項中

5				を	5	就業率等 減免	5	に改め、同4の項中	5	を	3	に改める。
---	--	--	--	---	---	------------	---	-----------	---	---	---	-------

第四表第一分類S第二分類3の表第三分類4の項中

10			を	10	就職世代支援	5	に改め、同5の項中	5			を
----	--	--	---	----	--------	---	-----------	---	--	--	---

に改める。

5	入国待機費用助成	10
---	----------	----

第四表第一分類T第二分類6の表第三分類9の項を次のように改める。

[illegible]

第四表第一分類X第二分類2の表第三分類5の項を次のように改める。

5	資源管理	〃	5	例	規	永	補	助	金	5									
---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類Y第二分類1の表第三分類3の項中

補	助	金	5
---	---	---	---

を

--	--

に改め、同4の項中

流域管理システム	〃	5	補	助	金	5	計	画	5
----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同5の項中

〃

を

参	照
---	---

に改め、同Hの項中

参	照
---	---

5

補	助	金	5
---	---	---	---

5

--	--

を

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

補

助	金	5
---	---	---

役

務	5
---	---

に改める。

第四表第一分類Y第二分類3の表第三分類6の項中

県費補助	5
------	---

を

--	--

に改め、同6の項中

県産材利 子補給	〃
-------------	---

5

〃	5
---	---

帳

10

を

--	--	--	--

に改め、同Aの項中

〃

を

参	照
---	---

に改める。

第四表第一分類Y第二分類4の表第三分類2の項中「森林園地保険」を「森林保険」に

補	助	金	5	契	約	10	保険料関 係報告	5	損害てん 補	10
---	---	---	---	---	---	----	-------------	---	-----------	----

を

--	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同3の項中

〃	5
---	---

を

補	助	金	5
---	---	---	---

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和二年度以降に完結した文書から適用し、令和元年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県訓令第9号

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三表及び第四表（第一分類M第二分類2の表第三分類4第四分類9及び第一分類T第二分類6の表第三分類8第四分類4を除く。）中「永」を「30」に改める。

第四表第一分類H第二分類6の表第三分類1の項中

青少年健全育成促進アドバイザー

を

青少年健全育成講師派遣事業

に改め、同2の項中

参 事 3

を

総括（衆 参）例改正 30

に改め、同3の項中

「
」を「参 事」に改める。

第四表第二分類H第二分類Aの表第三分類1の項中

3

を

3 フォレストニア支援センター広報啓発事業 5

に改め、同3の項中

性犯罪・性暴力被害者支援交付金 5

を

に、

「
5
」を

5 性犯罪・性暴力被害者相談支援体制強化事業 5 性犯罪・性暴力被害者のための医療費等公費支援事業 5

に改める。

第四表第一分類J第二分類4の表第三分類3の項中

10

を

10 減収補填特別交付金 10

に改める。

第四表第一分類M第二分類2の表第三分類2及び3の項を次のように改める。

2	指 導	”	3				立入検査	3	行政検査	5						行政処分等	5		
							大気常時									大気汚染			有害大気

3	大気環境監視	”	3	企画	5	監視網整備	10					緊急時対策	5			汚染物質環境調査	5			
---	--------	---	---	----	---	-------	----	--	--	--	--	-------	---	--	--	----------	---	--	--	--

第四表第一分類M第二分類2の表第三分類4の項中

自動車騒音 常時監視測定結果	永
-------------------	---

を
に改め、同5の項中

--	--

法施行状況調査	5
---------	---

を
に改め、同6

--	--

の項中

法施行状況調査	5
---------	---

排出状況実態調査	3
----------	---

研修	3
----	---

及び

悪臭公害状況調査	5
----------	---

を

--	--

に改め、同6の項中

環境審議 会 大気部	5
------------------	---

を

に改める。

--	--

第四表第一分類Q第二分類9の表第三分類4の項中

3		
---	--	--

を
に改め、同8の項中

3	支援者派遣	5
---	-------	---

を

--	--

に改

める。

第四表第一分類R第二分類1の表第三分類Dの項中

工業設計	10
------	----

を
に改める。

--	--

第四表第一分類S第二分類1の表第三分類1の項中

労働講座	3
------	---

を
に改める。

--	--

第四表第一分類S第二分類3の表第三分類Aの項中

岡山県し ごと情報 センター	5
----------------------	---

を
に改める。

--	--

--	--

--	--

--	--

--	--

第四表第一分類T第二分類6の表第三分類7の項中

卸売市場 整備計画	10
--------------	----

を

--	--

に改め、同8の項中

許可進 捗	永
----------	---

を

--	--

に改め、同9

の項中

地方卸売 市場許可	10
--------------	----

、

その他の 卸売市場 届出	10
--------------------	----

及び

地方卸売 市場認可 届出	5
--------------------	---

を

--	--

に改める。

第四表第一分類V第二分類1の表第三分類3の項中

改善計画	5
------	---

を

--	--

に改める。

第四表第一分類V第二分類2の表第三分類1の項中

改 良	3
--------	---

を

--	--

に改める。

第四表第一分類V第二分類4の表第三分類3の項中

乳用種雄 牛後代検 定	5
-------------------	---

及び

乳用牛導 入	5
-----------	---

を

--	--

に改める。

第四表第一分類V第二分類7の表第三分類0の項中

全国防疫 月報	5
------------	---

を

全国防疫 月報	10
------------	----

に改め、同1の項中

年報・月 報	5
-----------	---

を

年報・月 報	10
-----------	----

に改める。

第四表第一分類Y第二分類1の表第三分類9の項中

補助金	5
-----	---

及び

指導者養 成	5
-----------	---

を

--	--

に改める。

第四表第一分類AB第二分類2の表第三分類Qの項を次のように改める。

長期優良 住宅促進 法関係	Q	3	要 綱	30	台 帳	30	認 定	30	調 査	30						
---------------------	---	---	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和三年度以降に完結した文書から適用し、令和二年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第四百二十二号

平成二十六年岡山県告示第六百十八号（県内搬入処分事前協議書の提出が不要な産業廃棄物の指定）の一部を次のように改正し、令和三年八月一日から施行する。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物をいう。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、本則に次の二号を加える。

- 一 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物をいう。）
- 二 汚泥、廃酸又は廃アルカリ（これらのうちペルフルオロ（オクタノー―ースルホン酸）又はその塩を含む廃消火器及び廃消火薬剤に限る。）

◎岡山県告示第四百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

L a u キ ャ ッ ズ

2 所在地

玉野市西田井地二二七八ー八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社 Y・T・B G r o u p . j p

2 主たる事務所の所在地

倉敷市二日市七二六一ー一

三 指定年月日

令和三年八月一日

四 事業所番号

三三五〇四〇〇一〇一

五 事業の種別

児童発達支援

◎岡山県告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
真庭市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

津山市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、津山市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第四百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、吉備中央町の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
六八一K 岨谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一D 岨谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。		

◎岡山県告示第四百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、吉備中央町の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域

六八一K 岨谷〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

六八一D 岨谷〇〇一

土石流

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域及び法

第九条第二項括弧

書に規定する土砂

災害警戒区域等に

おける土砂災害防

止対策の推進に関

する法律施行令

（平成十三年政令

第八十四号）で定

める衝撃に関する

事項

六八一K 岨谷〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

六八一D 岨谷〇〇一

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第四百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域

六八一K 岨谷〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

六八一D 岨谷〇〇一

土石流

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域及び法

第九条第二項括弧

書に規定する土砂

災害警戒区域等に

おける土砂災害防

止対策の推進に関

する法律施行令

（平成十三年政令

第八十四号）で定

める衝撃に関する

事項

六八一D 岨谷〇〇一

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

〔三〇六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務 1 式

(2) 調達の内容等

入札説明書及び岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年12月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、1 月当たりの単価（本件役務を 3 年間提供するものとして算定した回線使用料総額の36分の 1 に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに令和 3 年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和 3 年岡山県告示第33号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を有していること。

(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定により総務大臣の登録を受けている電気通信事業者又は同法第16条第1項の規定により総務大臣に届出を行っている電気通信事業者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問合せ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課

電話 086－226－7266（直通）

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問合せ先及び契約条項を示す場所

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課

電話 086－226－7266（直通）

電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年7月30日（金）から同年8月27日（金）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所で交付する。また、入札説明書は岡山県総務部デジタル推進課のホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>）から入手することができる。

ウ その他

仕様書の交付時に機密保持誓約書を提出すること。また、落札者以外の者は、開札後、機密保持誓約書に基づき、速やかに仕様書を返却すること。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和3年7月30日（金）から同年8月27日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)において同じ。）

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和3年9月10日（金） 午前10時30分
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県庁地下1階出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をもって令和3年9月9日（木）の午後4時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として見積もった契約金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規則第133条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間に岡山県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札に参加しようとする者が知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。

ウ 財務規則第130条第1項の一般競争入札の参加者の資格を有し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

エ 過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結して、これらを全て誠実に履行し、かつ、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

オ その他前各号に準ずると知事が認めるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければ

ならない。この場合において，財務規則第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもつて契約保証金の納付に代えることができる。

ただし，財務規則第155条の規定により，契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4 (4) の一般競争入札参加申出書を提出した者は，令和3年9月10日（金）までの間において，契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は，入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be serviced :

Service of network line for branch office of Okayama Prefectural

Government

(2) Service period

From 1 January, 2022 through 31 December, 2024

(3) Time limit of tender :

10 : 30 A.M. 10 September, 2021

(4) Contact point for the notice :

Information policy section, Citizens services department, Okayama

令和3年7月30日 岡山県公報 第12314号

Prefectural Government

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL : 086-226-7266

〔三〇七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	岡山県指令備前局 建第三一〇号 令和三年七月十九 日
道 路 の 位 置	備前市伊部字池内一八一番五	
道路の幅員 （メートル）	六・〇〇	
道路の延長 （メートル）	二三・七一	

〔三〇八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	岡山県指令美作局 建第六〇一〇号 令和三年七月十四 日
道 路 の 位 置	勝田郡勝央町岡字池尻五〇九番一	
道路の幅員 （メートル）	六・〇〇	
道路の延長 （メートル）	四四・六八	

令和3年7月30日 岡山県公報 第12314号

〔三〇九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字鷺瀬一四一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一〇一五一一コーポ岡一―二〇六

青地 宏樹

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月七日岡山県指令建指第七六号

令和3年7月30日 岡山県公報 第12314号

〔三一〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二六一、六二六一一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三一二八一ーレトワールA二〇二

原田 俊種

原田 理恵

三 許可年月日及び許可番号

令和三年二月十五日岡山県指令建指第三九八号

令和3年7月30日 岡山県公報 第12314号

〔三一〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ（教育庁） 三二六式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和三年六月二十三日

四 落札者の氏名及び住所

G a t e システムズ株式会社

岡山市北区下中野七〇八番地一〇七

五 落札金額

二七、五七六、三四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、五〇六、九四〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和三年五月十四日

令和3年7月30日 岡山県公報 第12314号

〔三二二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ（知事部局） 四六二式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和三年六月二十三日

四 落札者の氏名及び住所

リコージャパン株式会社 販売事業本部岡山支社岡山第二営業部

岡山市北区下中野二三六番地の六

五 落札金額

五六、二五七、七四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、一一四、三四〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

令和三年五月十四日

令和3年7月30日 岡山県公報 第12314号

〔三一三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年七月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県警察ネットワーク端末 一四八八式

二 借入期間

令和四年三月一日から令和九年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和三年七月十五日

五 落札者の名称及び住所

N E C キヤピタルソリューション株式会社 岡山営業所

岡山市北区下石井二丁目二番五号

六 落札金額

一月当たり五、二五一、四〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四七七、四〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和三年五月二十五日

◎岡山県企業訓令第四号

岡山県企業局文書保存分類表（平成八年岡山県企業訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月三十日

本則の表中「米」を「30」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和三年度以降に完結した文書から適用し、令和二年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

岡山県公営企業管理者

片 山 誠 一

企 業 局 一 般

◎岡山県人事委員会規則第十号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月三十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一トの表知事部局の項中

総括副参事
総括主幹

を

に、

を

所長	総括主任 主任	副所長 課長
----	------------	-----------

に改める。

所長	総括主任 主任	課長
----	------------	----

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

岡山県選挙管理委員会文書保存年限（昭和五十九年岡山県選管告示第九号）の一部を次のように改正する

令和三年七月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

表第一分類 0 の項及び 1 の項中

永

を

30

に改め、同6の項を次のように改める。

[illegible]

表第一分類7の項中

67

を

10

に改め、同8の項を次のように改める。

[illegible]

表第一分類Aの項及びBの項中

永

を

30

に改める。

附
則

この告示は、公布の日から施行し、令和三年度以降に完結した文書から適用する。

◎岡山県選管告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。

令和三年七月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
江尻直樹後援会	江尻直樹	江尻直樹	総社市中原八三七―アヴニール・アンジュ二〇一号室	令和三・六・二九
太田ぜんすけ後援会	小西啓太	熱田みゆき	〃 秦四六六―七八	〃 六・八
小野こうさく後援会	市 貴英	栢野訓子	〃 清音軽部七四〇	〃 六・九
倉敷の発展と未来を考える会	小田大助	橋本賢治	倉敷市浜ノ茶屋二一〇―一三B二〇四	〃 六・八
玉野、再始動の会	山田 泰	立花茂樹	玉野市築港二一六―一	〃 六・一五
深見まさひろ後援会	三谷友康	永田真一	総社市総社二一七―三八	〃 六・二八
保守系政治団体玉野未来	田中友裕	橋本直樹	玉野市宇野四一―一三四	〃 六・一四
雅 備 会	浅原康幸	浦上 薫	岡山市中区海吉一七六三―一〇一	〃 六・二四
山岡敦後援会	山室健一	山岡 敦	小田郡矢掛町東川面九六七―七	〃 〃
和 雅 の 会	荒島信昭	荒島信昭	岡山市北区富田町二一―二一六―五〇一	〃 六・七

◎岡山県選管告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。

令和三年七月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕 一

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県支部連合会	石井 正弘	代表者の氏名	石井 正弘	橋本 岳	令和三・六・一三

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
荒木まさのすけ後援会	荒木 将之介	代表者の氏名	荒木 将之介	荒木 勝美	令和三・六・二八
浦上雅彦後援会	永山 久人	主たる事務所の所在地	岡山市北区西古松西町八一八スタックVI1階	岡山市中区海吉一七六三一〇一	〃 六・二四
〃	〃	代表者の氏名	永山 久人	笠原 一郎	〃 〃
岡山県中小企業政治協議会	晝田 眞三	主たる事務所の所在地	岡山市北区大窪二二三―八	岡山市南区西市八五五―一	〃 六・一〇
〃	〃	会計責任者の氏名	脇本 靖	黒住 敏行	〃 〃
岡山市薬剤師連盟	加藤 章則	〃	新留 香二	緋田 哲治	〃 六・六
三上しゅうじ後援会	小坂 信樹	代表者の氏名	小坂 信樹	難波 孝二	〃 六・二八
山田まさゆき後援会	山崎 一雄	〃	山崎 一雄	徳山 武士	〃 五・三〇

◎岡山県選管告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和三年七月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党岡山県岡山市第十一支部

浦上雅彦

令和三・六・一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

ALLWATHER

仁科昌弘

令和三・三・三一

たかま直美後援会

高間直美

〃 六・九

竹原しげみ後援会

武村恒一

〃 六・二〇

深見まさひろ後援会

矢吹周一

〃 六・二七

◎岡山県選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。
令和三年七月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

政治資金規正法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

資金管理団体で
なくなった年月日

高間 直美

たかま直美後援会

令和三・六・九